最終更新日：2017年1月31日

オプテックスグループ株式会社
代表取締役社長兼COO　小國　勇
問合せ先：専務取締役兼CFO　東　晃
証券コード：6914
http://www.optex.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、株主、投資家をはじめ、顧客、社会からの信頼を獲得しつつ、継続的に企業価値を向上させることが最大の使命であると認識しております。その実践のために、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置づけ、経営の透明性向上と、公正かつ迅速な意思決定を伴う経営システムの維持及び経営監視機能の強化を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則１－２－４．議決権の電子化】
議決権行使の電子化対応につきましては、今後とも株主構成を勘案し、費用対効果も含めて引続き検討してまいります。

【補充原則１－２－５．信託銀行等の名義で株式保有する株主の株主総会の出席対応】
当社は、株主名簿に登録されている議決権を有する株主を、議決権の行使が可能な株主としており、信託銀行等の名義で株式を保有する方等の議決権行使等は認めておりません。しかし今後の実質株主の動向や情勢を注視し、信託銀行等と協議しつつ、引き続き検討してまいります。

【補充原則４－11－３．取締役会の実効性評価と開示】
当社は、2016年６月７日より監査等委員会設置会社に移行いたしました。これにあわせ、取締役の自己評価及び監査等委員会を含め取締役会全体としての実効性につき分析評価を行い、そ.
の概要につき開示するよう引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則１－４．政策保有株式】
当社は、当社グループの事業戦略上において、取引関係の強化と企業価値向上に資すると判断した場合に限り、取締役会での審議・決議を経て取得し、保有いたします。また、保有する株式につきましては、毎年取締役会においてその意義について検証を行い、目的とする合理的価値が乏しいと判断した場合には、市場動向等を勘案して売却いたします。また、保有する株式の議決権行使について、一定の基準は設けておりませんが、個別に各議案について検討し、総合的に判断して対応しております。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
当社は、当社の取締役との取引または会社法に定める利益相反取引については、取締役会の承認決議が必要である旨を取締役会規程に定めており、承認後も遅滞なくその取引の経過について重要な事実を取締役会に報告しなければならないこととしております。また、当社役員及び当社子会社の役員並びにその近親者と当社グループ間との取引の有無、更には前記の役員及びその近親者が実質的に支配権を有する会社との取引の有無について毎年調査を実施し、取締役会において検証しております。

【原則３－１．情報開示の充実】
（1．）理念や経営戦略・経営計画
当社は、「未来への創造集団として、I，F，C，S　（Individual…個人、Family…家族、Company…会社、Society…社会）の快適生活に挑む」を企業理念とし、「安全・安心・快適」な生活環境の創造に向けて、世の中の様々な課題やニーズとその解決方法を見つけ出し、顧客満足度の一層の向上を目指して研究開発を推進しております。
当社の中長期の経営戦略の概要は、以下のURLに開示しております。
http://www.optex.co.jp/ir/topmessage.html

（2．）コーポレート・ガバナンスに関する考え方
本報告書の「1.1基本的な考え方」に記載のとおりであります。

（3．）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社は、平成28年6月7日をもって監査等委員会設置会社に移行いたしました。今後は、同日開催の臨時株主総会において承認された報酬総額の範囲内におきまして、社外取締役を含む取締役3名以上で構成する「指名・報酬諮問委員会」において個人別報酬等の内容を検討し、取締役（監査等委員である取締役を除く）は取締役会で、監査等委員である取締役は、監査等委員会で決定いたします。なお、報酬体系の概要につきましては、本報告書【取締役報酬関係】に記載のとおりであります。

（4．）経営陣幹部の選任と取締役の指名を行うに当たっての方針と手続き
当社は、平成28年6月7日をもって監査等委員会設置会社に移行いたしました。これ以降の取締役候補者の指名は、社外監査役を含む取締役3名以上で構成する「指名・報酬諮問委員会」により、企業経営の一定程度の経験と能力、幅広い見識と知見並びに将来に向けた可能性を総合的に勘案して候補者を選定し、取締役会において取締役候補者の決定を行ってまいります。

（5．）取締役会が上記（4．）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の 指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役の各候補者についての詳細は、「株主総会招集ご通知」に略歴及び選任の理由を記載しております。また、社外取締役については、より詳細な理由を記載しております。

【補充原則４－１－１．経営陣に対する委任の範囲】
　取締役会で決定する事項につきましては、法令で定めのある事項及び「取締役会規程」、「稟議規程」において定めております。また、その他業務執行に関わる重要事項の決定につきましても、「稟議規程」において定めております。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】
　当社は、取締役及び監査等委員である取締役　全８名の内、２名を独立社外取締役として選任し、東京証券取引所に届け出ております。多様な専門知識と経験を有した取締役を選任することで、取締役会の議論が一層精錬され、活性化するものと考えております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　独立社外取締役は、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性の基準を満たす社外取締役を選定しております。

【補充原則４－１１－１．取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模】
　当社は、当社及び当社グループの規模等を勘案し、企業経営・経営管理並びに技術開発、生産、営業販売、会計や法務等管理部門の専門性を有し、それらを有効に活用する取締役５名（その員数を９名以内としております。）と大企業での経営経験並びに高い見識と知見を有する監査等委員である取締役３名（その員数は４名以内としております。）で構成されております。中長期的な当社の経営戦略を推し進めるうえで、適切な構成バランスであると考えております。

【補充原則４－１１－２．取締役の他の上場会社の役員兼任】
　各取締役及び監査等委員である取締役の兼任状況は、「株主総会招集ご通知」に開示しております。

【補充原則４－１４－２．．取締役に対する研修の方針】
　取締役が遵守すべき法的義務や責務・責任等について、就任時並びに就任後において、継続的にその見識を広めるための機会を提供しております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
　当社は、IR部門を設置しており、株主の皆様との積極的かつ建設的な対話をなし得るよう、当社の経営方針や経営状況について判りやすい説明をするよう努めております。また、IR担当者と担当役員は、機関投資家向け説明会、個人投資家向け説明会を計画的に実施しており、機関投資家からの面談には随時対応しております。
　また、定時株主総会においては、多様な株主様のご出席を賜われるよう、土曜日をその会日と設定しており、その了後には、今後の当社方針をご理解いただけるように「株主説明会」「株主懇親会」を実施しております。

２．資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
有本　達也	1,058,425	6.23
小林　徹	974,975	5.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	936,200	5.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	553,200	3.25
栗田　克俊	459,565	2.70
THE BANK OF　NEW YORK MELLON（INTERNATIONAL）LIMITED 131800	427,300	2.51
第一生命保険株式会社	396,950	2.33
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 500 HKMPF 10PCT POOL	355,200	2.09
NORTHERN TRUST CO.（AVFC）SUB A/C NON TREATY	318,900	1.87
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	302,400	1.78

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

子会社であるシーシーエス株式会社は、株式会社東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)に上場しております。
当社は、当該子会社の経営の独立性を確保しつつ、当該子会社の株主として、株主総会に諮られる議案に対する議決権行使の方針を、取締役会において審議・決定した上で、取締役会が指名した者が当該子会社の株主総会に出席し、その議決権を行使しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
桑野　幸徳	他の会社の出身者											
尾迫　勉	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桑野　幸徳	○	○	―――	同氏は、平成6年3月～平成12年10月まで当社社外監査役でありました。当社と特別な利害関係がないことから、独立した立場から大手電機メーカーにおける代表取締役の職務経験に基づく、企業経営に関 する豊富な経験と幅広い知見からの的確な助言をいただくことで、当社の経営体制を更に強化するため社外取締役に選任しております。 また、同氏は当社及び当社グループ、主要な取引先の業務執行者等ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
尾迫　勉	○	○	―――	同氏は、大手電機メーカーにおける常勤監査役の職務経験があり、平成24年3月～平成28年6月7日まで当社社外監査役でありました。

				当社と特別な利害関係がないことから、独立した立場から幅広い見識と他社での監査役としての豊富な知識及び経験に基づき、その職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 　また、同氏は当社及び当社グループ、主要な取引先の業務執行者等ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員会の職務を補佐する専従のスタッフは配置しておりませんが、必要に応じてグループ管理部、内部監査室等の関係部署が対応しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。当該会計監査人とは、定期的に監査報告会を開催し、会計監査人より監査結果の報告を受けるとともに、重要な会計に関する検討課題については随時意見交換し、検討を行っております。
当社は、内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査室（5名）を設置しており、各部門及び子会社の業務執行について、内部監査規程及び年次の内部監査計画に基づき、必要な内部監査を実施しております。監査結果につきましては、原則毎月1回代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会に対しても定期的に内部監査の状況を報告し、監査に関する重要な事項については適宜協議するなど、各々監査主体としての独立性を維持しつつも、相互に連携・協力し、監査の効率性、実効性を高める努力を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

役員の指名及び報酬決定に関する意思決定のガバナンスを強化するうえで、委員長1名、社外取締役2名で構成する指名諮問委員会及び報酬諮問委員会をそれぞれ設定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

独立役員としての資格を有する社外取締役全員を指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して業績連動報酬を導入しております。当該業績連動報酬は、当該事業年度の「連結経常利益増減率」、「連結売上高計画達成率」及び「連結当期純利益額」から一定の計算式に基づき支給総額を算出（支給総額の上限は「連結当期純利益の4%まで」とし、かつ1億円を超えない額）し、各取締役の年俸額（固定部分）比例により配分いたします。
また当社は、役員退職慰労金制度を廃止する一方で、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、長期的な業績向上及び企業価値向上に向けた動機付けを従来以上に高めることを目的として、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び当社子会社取締役に対して、年額5千万円以内の範囲で株式報酬型ストックオプションを付与することを導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明 更新

当社及び当社子会社の業務執行担当の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告において社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額及び員数を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績目標の達成度に応じた業績連動報酬及び社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権で構成されております。基本報酬は、各取締役の役職・職責、当社経営環境及び業績等を考慮して、一定の基準に基づき策定し、取締役会で決定しております。業績連動報酬は、事業年度の終了後に業績目標の達成度に応じて、「業績連動報酬規程」に規定する算定方法に基づき、取締役会において決定しております。株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権は、別途定めた「ストックオプション報酬規程」に基づき取締役会において決定しております。
なお、各報酬につきましては、委員長1名及び社外取締役2名で構成する「報酬諮問委員会」において一定の基準に基づき策定し、取締役会で決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役を補佐する専従のスタッフは配置しておりませんが、必要に応じてグループ管理部、内部監査室等の関係部署が対応しております。なお、取締役会等重要会議の開催に際しては、事前に資料を配布し、必要に応じて事前説明を行う体制を採っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、法令で定められた事項や経営の基本方針等、重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会（取締役8名（内、監査等委員である取締役3名））を設置し、業務執行に関する重要事項の審議・報告を行っております。また、監査等委員会におきましては、定められた監査基準により取締役の職務執行の状況等について監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレートガバナンスの一層の充実という観点と、これまで以上に効果的かつ効率的な企業経営の推進を狙い、監査等委員会設置会社に移行いたしました。当社グループの事業規模及び組織構造を踏まえた場合、現行の体制は、監査の独立性の確保と企業統治の効率性を達成する上で、最適であると考えております。
当社は、当社と特別な利害関係を有しない社外取締役2名を選任しております。社外取締役は、監査等委員会及び取締役会において豊富な経営経験に基づいた発言を行い、当社グループの経営体制を強化するための重要な助言を行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は招集通知の早期発送に努めております。直近の定時株主総会（2016年3月26日開催の第37回定時株主総会）においては、開催日の22日前に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算のため、毎年3月下旬に定時株主総会を開催しております。当社は、より多くの株主の皆様に定時株主総会へご出席いただけるよう、毎年土曜日に定時株主総会を開催しております。
招集通知（要約）の英文での提供	自社ホームページ（http://www.optex.co.jp/）に狭義の招集通知及び参考書類を参考として掲載しております。
その他	自社ホームページ（http://www.optex.co.jp/）に招集通知の全文を掲載しております。 毎年、定時株主総会終了後に株主説明会を開催し、各取締役等から今後の方針等の説明を行うとともに、当社役員との懇親会を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに定期的説明会を開催個人投資家を対象とする会社説明会を適宜実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催期末決算及び第2四半期決算発表後、アナリスト・機関投資家を対象とする決算説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けに定期的説明会を開催海外投資家を対象とする会社説明会等を適宜実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	「株主・投資家の皆様へ」において、決算短信・有価証券報告書・決算説明会資料・株主総会招集通知・株主通信・適時開示資料等を掲載しております。（http://www.optex.co.jp/）	
IRに関する部署（担当者）の設置	グループ企画部内にIR課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「オプテックスグループ行動規範」において、顧客、取引先、株主・投資家、地域社会など全てのステークホルダーからの信頼を獲得しつつ、継続的に企業価値を向上させることの重要性を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、独自の環境方針を掲げ、各子会社は開発設計段階から環境調和型の製品づくりを目指しております。当社グループは、「地域社会への貢献」に取り組んでおり、全国の小・中・高校並びに障害児教育諸学校等の団体を対象とした「びわ湖環境体験学習」を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「オプテックスグループ行動規範」において、全てのステークホルダーに対して、法制度に基 づく情報開示だけでなく、経営理念・経営方針・事業活動・社会貢献活動等の社会とのかかわりに関する情報においても積極的、かつ的確に発信し説明責任を果たす旨を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．基本的な考え方

当社グループは、株主・投資家をはじめ、顧客、社会からの信頼を獲得しつつ、継続的に企業価値を向上させることが最大の使命であると認識しております。当社グループは、これらを実践するために、適切な組織、規定、ルールの制定、モニタリングを行う体制として、内部統制システムを整備・維持し、これを常に見直しつつ改善を行い、適法かつ効率的な業務の執行体制の確立を図ることを基本的な方針としております。

2．整備状況

当社は、取締役会において、会社法及び会社法施行規則等の規定に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制整備について、以下のとおり決議しております。

（1）当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a.　当社取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決定し、その実施状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。

b.　当社監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。

c.　当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンスに関する委員会を設置し、遵法精神に基づく企業行動並びに社員行動の徹底を図るための重要事項を審議し、推進する。また、「オプテックスグループ行動規範」を制定し、周知徹底することにより当社グループ全役職員のコンプライアンスに対する意識の維持向上に努める。

d.　当社は、内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査結果は、定期的に代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会に対しても内部監査の状況を報告する。

e.　社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。

（2）当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、「文書管理規程」その他の社内規定の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。取締役は、取締役の職務執行を監督・監査するために必要とするときは、これらの文書をいつでも閲覧できるものとする。

（3）当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a.　当社グループの事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。また、当該リスク管理の実効性を確保するために委員会を設置しその体制を整備する。

b.　事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について必要な措置を講じる。

（4）当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a.　当社は、取締役の職務執行を効率的に行うために、取締役会は月１回の定時開催に加え、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、迅速かつ適正な決定を行う。また、その決定に基づく職務執行に当たっては、効率的な業務執行を行うものとする。

b.　当社は、グループ企業全体の意思決定の迅速化、適正化を図るため、「グループガバナンス規程」により権限や責任を明確にするとともに、子会社における重要事項については、当社取締役会において審議を行うこととする。

（5）当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a.　当社グループ企業全てに適用する行動指針として「オプテックスグループ行動規範」を定め、グループ企業全体において遵法経営を実践する。

b.　当社の取締役が子会社の取締役を兼務することで、子会社の取締役等の職務執行の監督を行なうとともに、重要事項の当社への報告を義務付ける。

c.　グループ企業を統轄する部署を定め、グループ企業各社と連携し、「グループガバナンス規程」など関連規定に基づき、グループ企業各社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

（6）当社監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとする。

（7）当社グループの取締役及び使用人等並びに当社子会社の監査役等が、当社監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制

a.　当社グループの取締役及び使用人は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査等委員会に報告する。また、これに係わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。

b.　当社グループは、内部通報制度を整備するとともに、通報をしたことによる不利益な扱いを受けないことを「コンプライアンス規程」に明記し、当社グループ企業全てに周知徹底する。

（8）その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a.　当社監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。

b.　当社グループ企業全ての監査等委員及び監査役もしくは監査担当役員は、グループ企業全体の監査状況を把握し課題を検討するため、定期的にグループ監査役会を開催し、意見交換を行う。

c.　当社内部監査部門は、当社監査等委員会との情報交換を含め連携を密にする。

d.　当社監査等委員会は、監査計画を実行するための予算を確保する。当社監査等委員がその職務執行につき費用請求をしたときは、速やかにその費用を支出する。

（9）財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社グループは、上記内部統制基本方針に基づき、反社会的勢力の排除に向けて反社会的行為・団体等との関係を遮断し、警察当局、顧問弁護士等と協力・連携を図り、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨む方針であります。また、当社グループの行動指針である「オプテックスグループ行動規範」に反社会的勢力に対する行動基準を明示し、役職員に対し、確固たる倫理観に基づいて行動するよう周知徹底しております。更に、地域警察を交えた他企業との意見交換や研修活動に参加し、反社会的勢力排除に向けた対応を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) 決算に関する適時開示
決算短信等、決算に係わる会社情報(連結及び当社個別)に関しましては、情報開示担当取締役の管理下にあって、経理部門、IR課及び管理部門等が連携して原案を作成し、情報開示担当取締役の了承を得て、取締役会に諮ります。
取締役会の承認決議の後、情報開示担当取締役はIR課に開示に関する指示を行い、同課が開示に関する作業を実施いたします。なお、期末及び四半期における決算短信等の作成に当たっては、監査法人の監査及び指導を受けております。

(2) その他開示事項の適時開示
各部門において決定または発生した事実は、各部門責任者より直接、IR課及び情報開示担当取締役に集約され、その了承を得て、取締役会に諮ります。
開示すべき重要な意思決定事項が取締役会で決議された場合、情報開示担当取締役からIR課に開示に関する指示を行い、同課が速やかに開示に関する作業を実施いたします。
また、迅速に開示すべき重要事実の発生の場合、情報開示担当取締役の了承を得て、代表取締役社長の承認により開示をいたします。
この場合も、開示に関する作業実施は、情報開示担当取締役の指示により、IR課が実施いたします。

(3) 適時開示に対するグループ関係者への徹底及び企業情報管理
当社グループでは、適時開示の重要性に関して「オプテックスグループ行動規範」に下記抜粋のとおり明記し、和文－英文対訳にて作成して、国内、海外の全関係会社に配布、または、ホームページに掲載し、全ての役職員及び関係者に徹底いたしております。
また、「情報管理規定」にて社内外に情報開示を行うための基本事項を定めております。さらに、役職員がその職務に関して取得した内部情報の管理、役職員の株式等の売買等の規制及び役職員の服務に際し遵守すべき基本的事項を定めた「内部者取引管理規程」を制定し、内部者取引(インサイダー取引)の未然防止をはかっております。

(オプテックスグループ行動規範　抜粋)
第4章
3-(3)　情報開示と広報
　私たちは、すべてのステークホルダー(お客様、取引先、株主・投資家、地域社会など)に対して、関係法令に基づく情報開示だけでなく、会社の経営方針、事業活動、CSR活動などの社会との関わりに関する情報についても、積極的かつ的確に発信し、説明責任を果たします。

【コーポレート・ガバナンス体系図】

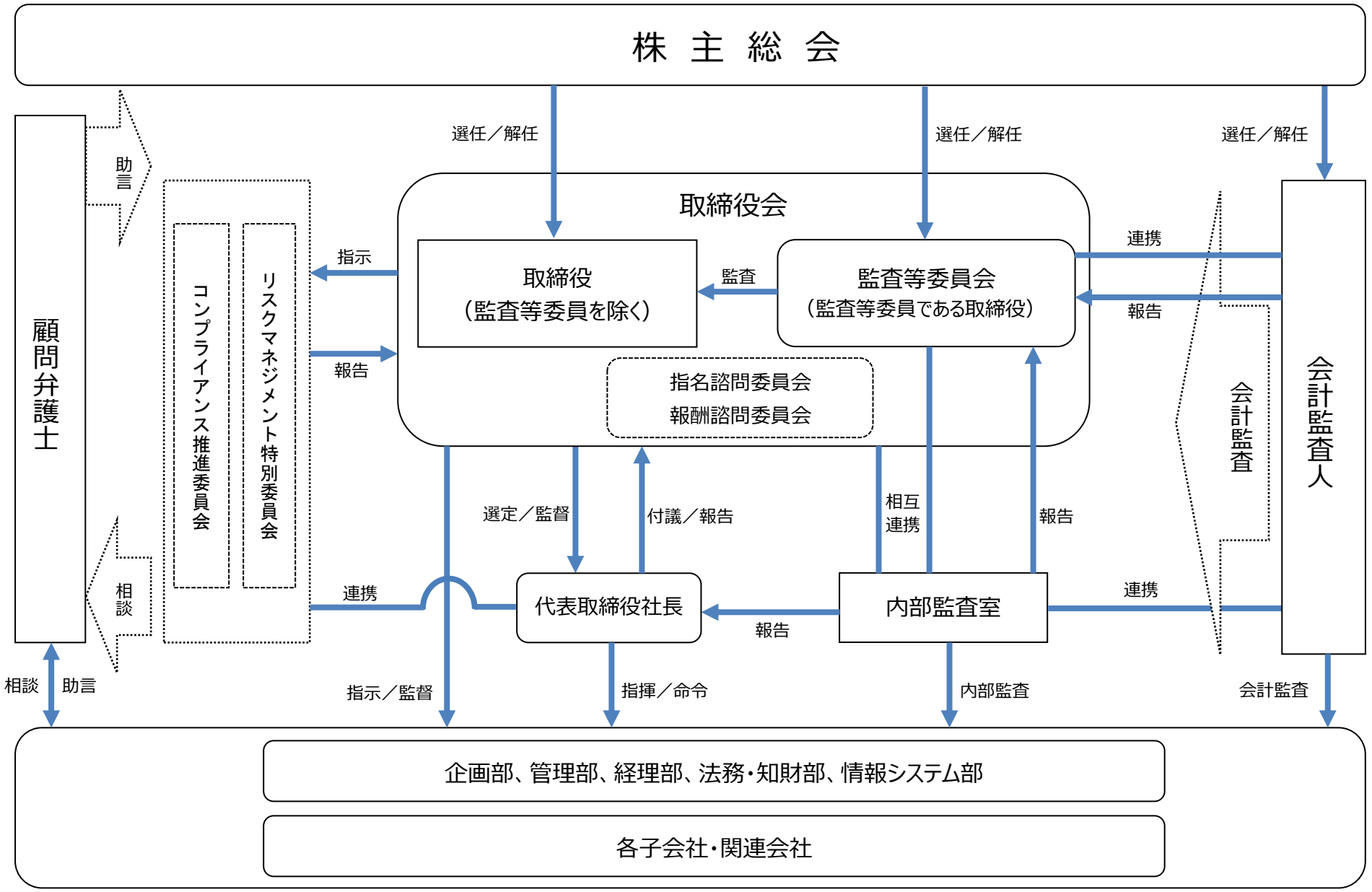

【適時開示体制の体系図】

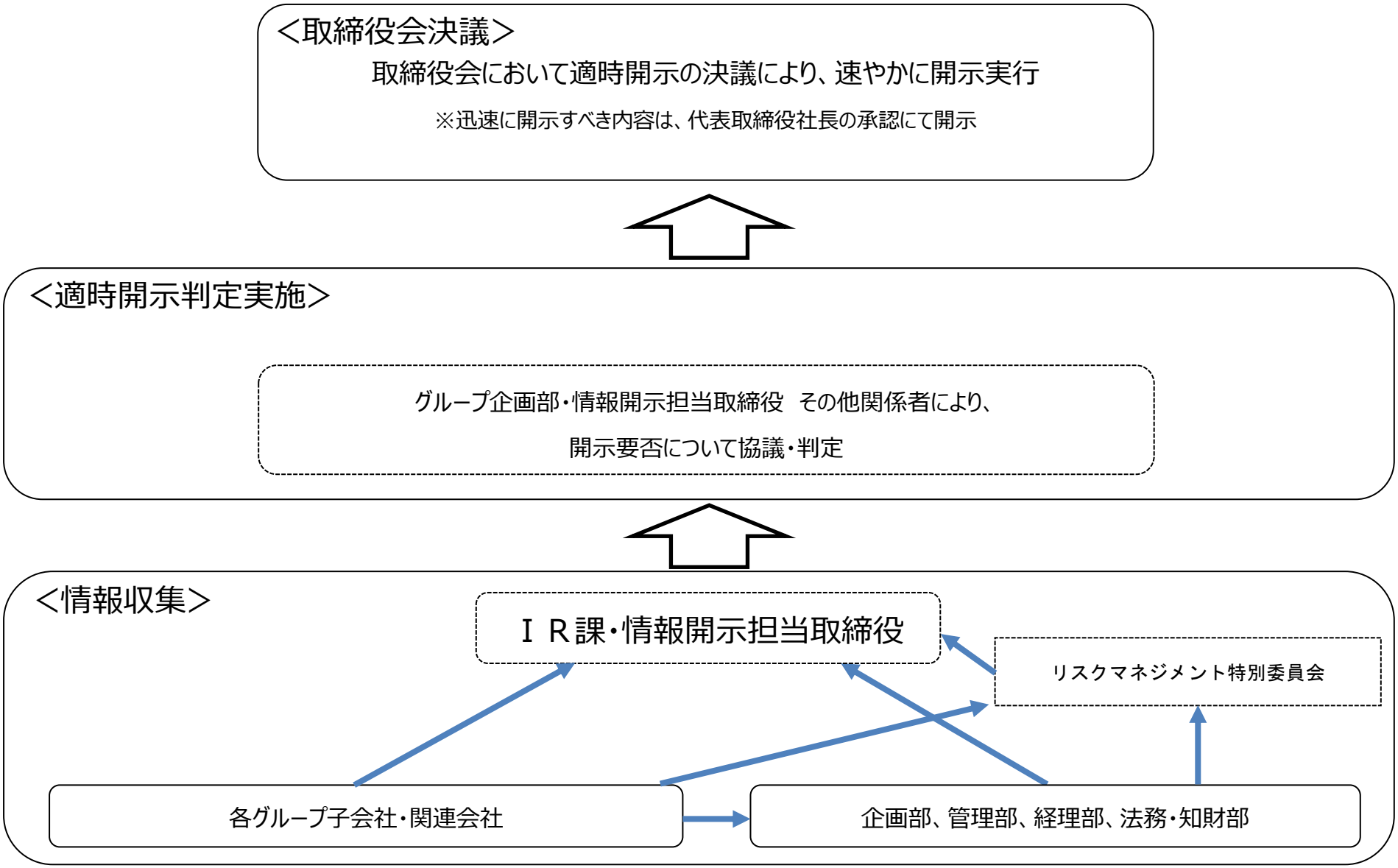
<取締役会決議>
取締役会において適時開示の決議により、速やかに開示実行
※迅速に開示すべき内容は、代表取締役社長の承認にて開示
<適時開示判定実施>
グループ企画部・情報開示担当取締役　その他関係者により、
開示要否について協議・判定
<情報収集>
ＩＲ課・情報開示担当取締役
リスクマネジメント特別委員会
各グループ子会社・関連会社
企画部、管理部、経理部、法務・知財部